

## クアラルンプール日本人会「同好会」規定

1995年07月18日制定, 1995年08月22日改定, 1998年10月22日改定, 2001年05月15日改定,  
2004年03月16日改定, 2010年07月20日改定, 2012年07月01日改定, 2013年01月15日改定,  
2014年12月16日改定, 2015年04月21日改定, 2015年06月27日改定

1. 同好会は会員相互の親睦と日馬交流、友好親善を深める事を目的とし、営利を求める活動をしてはならない。また、全ての会員は入会を申込み権利を有する。
2. 同好会の会員はクラブの会員でなければならず、クラブの5名以上の個人会員または日本国籍を有する20歳以上の個人会員配偶者(家族会員)の発起人をもって、理事会に申請し、認可を得るものとする。
3. 同好会は同好会会員の互選により会のリーダー及び副リーダーを選出し、その氏名を理事会に届けなければならない。
4. リーダーはその同好会の運営の任に当たり、その活動は自治的に運営され、毎年度末にクラブの要請に基きその活動内容を報告するものとする。なお同好会の活動は民主的自治の原則により運営されることから、クラブはその運営上の諸問題に関しては、会則や規定に反しない限り原則として関与しない。
5. 同好会はクラブの諸施設を無料で使用できるが、その使用申請を事務局に提出、使用日程、時間については事務局と事前に調整するものとする。諸施設の利用にあたり、たとえ調整後であっても理事会または事務局よりの施設利用の中止、施設の変更などの指示があった場合はこれに従うものとする。クラブの諸施設・什器・備品は、クラブの管理下にあり、特定の部・同好会・会員が占有するものではない。
6. クラブハウス以外で同好会が活動を行う場合は、その場所、日程、行事計画等を事前に事務局に連絡するものとし、又、当該活動場所を管理、運営する機関の施設利用規則を遵守しなければならない。日本人学校の施設を利用する場合も同様とする。
7. 同好会活動によって発生する「個人に係わる怪我、事故」および「利用するクラブの施設、クラブ以外の施設に対する損害」は同好会会員または同好会が負うものとし、クラブはその責任を負わない。リーダーは、活動の実態を勘案し、必要と判断される場合、同好会会員が適当な保険に加入するよう指導する。
8. 同好会活動を一旦停止する場合、その期間が1年を超えないときは休会とし、1年を超えるとときはその同好会は廃止とする。
9. 休会中の同好会が活動の再開を希望する場合、速やかに文化・スポーツ活動委員長宛に活動再開届を提出し、委員長の承認を受けなければならない。なお、「部」昇格の要件である「一年以上の定期的な活動」の起算は再開時点からとする。
10. 理事会は同好会の活動状況によりその活動停止または廃止を命ずることができる。
11. 一年以上の定期的且つ積極的な活動を行い、会員相互の親睦と日馬友好に著しく貢献した場合、部規定第2条に基づき、「部」へ昇格することができる。
12. 同好会はクラブの会則に則り、その活動に関する規約を定めるものとし、クラブはその提出を求めることができる。なお会員の個人情報の取り扱いに関しては細心の注意を払い、個人情報を漏洩したり、目的外の使用をするなど許容し難い行為がなされた場合、或いは同好会がクラブの会則の第3条、第15条、第22条等の規定にそぐわない活動が見られた場合には理事会は会則5条、ならびに同好会規定10条により、厳正な処置を行うことができる。またマレーシア個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2010)が適用される事もありうる。

以上